**みなし許可の判定チェックリスト（特定盛土等規制区域用）**

１　当該開発行為は造成工事を行う計画である

　※１　国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地　等

　※２　以下の部分を除く

　　　　・盛土又は切土をする前後の地盤面の高さが30cm以下の部分

　　　　・道路、公園等の公共施設用地の部分

　※３　盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事

[ ] いいえ

 [ ] はい

[ ] はい

２　盛土規制法の許可・届出を要しない工事※１である

 [ ] いいえ

４　工事は、①から⑤のいずれかに該当する

　[ ]  ① 盛土で高さ２ｍ超の崖を生じる（　　　ｍ）

　[ ]  ② 切土で高さ５ｍ超の崖を生じる（　　　ｍ）

　[ ]  ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが５ｍ超の崖を生じる（①、②を除く）

　　 　 （　　　ｍ）

　[ ]  ④ 盛土で高さが５ｍ超となる（①、③を除く）（　　　ｍ）

　[ ]  ⑤ 盛土又は切土する土地の面積※２が3,000㎡超となる（①から④を除く）

　　 　 （　　　㎡）

[ ] いいえ

 [ ] はい

５　工事は特定工程※３がある

 [ ] いいえ

 [ ] はい

みなし許可

対象外

**みなし許可 対象**

 **定期報告 対象**

**みなし許可 対象**

 **中間検査 対象**

 **定期報告 対象**

**○みなし許可対象の場合の取扱い**

|  |  |
| --- | --- |
| **追加で添付が必要な書類** | [ ]  資金計画書（別記様式第３）[ ]  申請者の資力及び信用に関する申告書（第１号様式）[ ]  工事施行者の能力に関する申告書（第２号様式）[ ]  宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書（参考様式６） |
| **適用される盛土規制法の規定****（中間検査、定期報告以外）** | 標識の設置 |

※１　公共施設用地及び災害の発生するおそれがないと認められる工事及びその他法の対象外となる行為

（詳細は「盛土規制法に関する事務申請等マニュアル 第１部 共通編 １－６」を参照してください。）

※２　盛土又は切土する土地の面積からは以下の部分を除く

・盛土又は切土をする前後の地盤面の高さが30cm以下の部分

・盛土規制法の許可・届出を要しない工事の部分

※３　盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事